

史跡向羽黒山城跡保存活用計画策定業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1. プロポーザルの目的

本業務は、次の事項を目的とする。

- (1) 向羽黒山城跡の本質的価値とその構成要素の明確化
- (2) 向羽黒山城跡に関する適切な保存と活用方法の明示
- (3) 向羽黒山城跡を後世に伝えていくための基本的な計画である「向羽黒山城跡保存活用計画」の策定

2. プロポーザルの形式と参加資格等

このプロポーザルは公募型とし、参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に地方公共団体と史跡等保存活用計画策定業務に関する同種・類似の業務委託契約を締結し、誠実に履行した実績があること。
- (2) 経営内容等から業務の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい知識、経験及び技術を備えており、かつ業務の遂行に必要な実施体制や人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から契約締結日までの間において、会津美里町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更正手続きの開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをされた者(更正手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

3. 業務概要

(1) 業務名称

史跡向羽黒山城跡保存活用計画策定業務委託

(2) 業務内容

別添「史跡向羽黒山城跡保存活用計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

令和6年度の履行期間は、契約を締結した日から令和7年3月28日までとする。

【参考】本計画は令和6年度・令和7年度の2か年間で策定する。

(4) 提案上限額

2,827,000円を限度とする。

- ・上記の金額は令和6年度の額である
- ・消費税及び地方消費税(10%)を含むものとする。

4. 参加表明書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 事業者概要書(様式第2号)
- ウ 法人登記簿(登記全部事項証明書)
- エ 納税証明書(直近のもの)
- オ 過去における同種・類似業務の実績一覧(任意様式 A4版 1枚)
- カ オに挙げた業務の実績が分かる資料(任意様式 A4版 5枚以内)

(2) 提出期限

令和6年10月15日(火) 午後5時

(3) 提出場所

会津美里町郷土資料館
(福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740番地)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

持参(午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

5. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。なお、企画提案書等の作成にあたり、事前に履行場所の現地確認を申し出ることができる。

(1) 企画提案に必要な書類

企画提案に必要な書類は次のとおりとするが、イの企画提案(任意様式)には、審査の公平を期すため、会社名等の表示及び提出者が特定できる表現はしないこと。

- ア 企画提案書(様式第3号)
- イ 企画提案(様式は自由とする。ただし、A3版(片面資料)で5枚以内とする。)
- ウ 業務実施体制表(様式第4号)
- エ 統括責任者調書(様式第5号)
- オ 作業責任者調書(様式第6号)
- カ 工程表(任意様式 A4版 1枚)
- キ 参考見積書及び見積内訳書(任意様式 A4版)

(2) 不明な点がある場合の質問の提出及び回答

質問書の提出は次のとおりとし、FAX(着信を確認すること。)によるものに限る。

- ア 提出様式 質問書(様式第7号)
- イ 提出場所 会津美里町郷土資料館 FAX 0242-78-2400
- ウ 提出期限 令和6年10月7日(月) 午後5時
- エ 回答方法 町ホームページに掲載する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年10月21日(月) 午後5時

(2) 提出場所

会津美里町郷土資料館

(福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740番地)

(3) 提出部数

7部(参考見積書は正本1部のみ押印し、残りは複写可)

(4) 提出方法

持参(午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7. 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、参考見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

(1) 日時及び場所

令和6年10月下旬に実施するものとし、参加表明書等を提出した者に後日通知する。

(2) 説明者

本業務の主たる担当者とする。

(3) 持ち時間等

ア プレゼンテーション：30分以内

イ 質疑応答：10分程度

(4) 使用機器

プロジェクター(HDMI端子)、マックスハブは町が準備する。その他の機器(パソコン等)については、提案者が準備すること。

8. 企画提案の選定

史跡向羽黒山城跡保存活用計画策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断により行う。

ア 業務実績

イ 業務実施体制

ウ 業務目的及び業務内容の理解度

エ プレゼンテーション及びヒアリング

オ 参考見積の金額及び提案内容との整合性

(2) 企画提案書等の評価

ア 別表のとおりとする。

イ 最高得点を得たものを最優秀者として契約候補者に選定する。最高得点が高点の場合は、審査委員会で協議し、その順位を決定する。

(3) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、各提案者に通知するとともに、町ホームページにおいて公表する。また、本プロポーザル手続完了後、各提案者(選定されなかった者についてはその名称を除く。)に関し、総合点数を公表する。

なお、本選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9. 契約の締結

評価点数が最上位の者を、本業務に係る随意契約の見積書提出の相手方として選定するとともに、事業の詳細内容の協議を行うものとする。ただし、契約交渉が不調のときは、評価点数が上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合(提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。)
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- (5) その他本要領の定めにしたがった場合

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、会津美里町情報公開条例(平成 17 年会津美里町条例第 19 号)に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除いた部分が公開されることがある。
- (6) 提案者が 10 の(2)から(5)までのいずれかに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (7) 提案者が 1 者のみであっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。なお、最低基準点は委員会委員の合計得点 300 点とする。

12. スケジュール(再掲)

内容	日時
募集開始	令和6年9月30日(月)
質問書の提出期限	令和6年10月7日(月) 午後5時まで
参加表明書等の提出期限	令和6年10月15日(火) 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年10月21日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和6年10月下旬
審査結果通知	令和6年10月下旬

13. 問い合わせ先

会津美里町教育委員会 生涯学習課文化係

会津美里町郷土資料館

〒969-6495

福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町 740 番地

電 話：0242-79-1900

F A X：0242-78-2400

メール：misatokoumin@town.aizumisato.fukushima.jp

(別表)

評価区分	評価項目	評価内容	配点
業務履行体制	実施体制	- 本業務を確実に遂行する実施体制が確保されているか。 - 移転時の作業員や車両等の確保について、適切な提案か。	10
	責任者の能力	配置予定の責任者（統括責任者及び作業責任者）の業務実績、経歴及び資格は十分か。	5
	スケジュール	適切な全体スケジュール、作業工程となっているか。	10
同種・類似業務の実績	実績	過去5年以内に、地方公共団体と保存活用計画策定に関する同種・類似の実績があるか。	15

保存活用 計画	手法	・本業務に関する専門知識を持ち、詳細な計画策定について、適切かつ実施可能な提案か。	10
	企画・提案力	・最新の事例を取り入れるなど、向羽黒山城跡ならではの特色のある提案か。	10
	調整能力	・地域住民や観光協会等の意見集約・協議・調整等について、適切な提案か。	5
プレゼンテーション	資料作成能力	・的確な文章表現・作図の創意工夫、重点箇所の整理等、分かりやすく説得力のある資料になっているか。	10
	企画能力	・分かりやすいプレゼンテーションであったか。 ・質疑に対する的確な回答であったか。	10
価格	参考見積	・価格は適正か。	15
合計			100

※上記「価格」の採点における算定式は次のとおりとする。

配点＝15×（最低提案価格／当該提案価格） ※1点未満の端数は切り捨てとする。

最低提案価格	企画書を提出した者の中で最低の参考見積価格
当該提案価格	企画書に添付した参考見積価格（比較する価格）